

広域応援及び物資の提供等に関する防災協定締結一覧

年月日	協定名	協定の相手	協定の内容
H23.6.1	災害緊急時における応急対策活動協力に関する協定	那須町建設業安全協会	<p>災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、町が地域防災計画に基づき災害対策本部又は災害警戒本部を設置した災害時の応急対策活動について、那須町建設業安全協議会の協力を得て迅速かつ的確に実施をするために必要な事項を定める。</p> <p>(応急対策活動の内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路や危険箇所の巡視巡回及び監視業務</li> <li>(2) 危険地域への通行規制</li> <li>(3) 人命救助のための障害物の除去</li> <li>(4) 日常生活に著しい支障を及ぼす障害物の除去</li> <li>(5) 町が行う水防作業と連携する水害防御のための応急措置</li> <li>(6) 緊急を要する町が管理する施設の昨日確保等のための応急復旧作業</li> <li>(7) 緊急を要する建設資機材又は労力の調達及び輸送</li> <li>(8) その他町が必要と認める応急復旧作業</li> </ol>
H23.6.1	災害緊急時における応急対策活動協力に関する協定	那須町管工事組合	<p>災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、町が地域防災計画に基づき災害対策本部又は災害警戒本部を設置した災害時の応急対策活動について、那須町管工事組合の協力を得て迅速かつ的確に実施をするために必要な事項を定める。</p> <p>(応急対策活動の内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路や危険箇所の巡視巡回及び監視業務</li> <li>(2) 危険地域への通行規制</li> <li>(3) 人命救助のための障害物の除去</li> <li>(4) 日常生活に著しい支障を及ぼす障害物の除去</li> <li>(5) 町が行う水防作業と連携する水害防御のための応急措置</li> <li>(6) 緊急を要する町が管理する施設の昨日確保等のための応急復旧作業</li> <li>(7) 緊急を要する建設資機材又は労力の調達及び輸送</li> <li>(8) その他町が必要と認める応急復旧作業</li> </ol>
H24.6.12	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	<p>災害発生または、災害が発生するおそれがある場合において、必要とする各種情報の交換等について定める。また、必要な場合においてリエゾンを派遣する。</p> <p>(情報交換の内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般被災状況に関すること</li> <li>(2) 公共土木施設の被害状況に関すること</li> <li>(3) その他必要な事項</li> </ol>
H24.11.8	災害対策支援協力に関する覚書	茨城県大洗町	<p>協定町のいずれかの地域において地震等の災害が発生し、被災した協定町が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災町の要請による応援業務等が円滑にできるよう、相互応援に関し必要事項を定める。</p> <p>(応援の種類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供</li> <li>(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供</li> <li>(3) 救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋</li> <li>(4) 消防、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の応援</li> <li>(5) 被災者を一時収容するための施設の提供</li> <li>(6) 児童、生徒の受入</li> <li>(7) ボランティア等の斡旋</li> </ol>

年月日	協定名	協定の相手	協定の内容
H25.7.12	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定書	北茨城市ほか64市町村	被災した加盟市町村独自では被災者の救済その他の応急措置を十分に実施できない場合に、加盟団体が相互に応援協力し、被災団体への災害支援を行うため、必要な事項を定める。 (応援の種類) (1) 応急物資及び資機材の提供 (2) 応急及び復旧に必要な職員の派遣 (3) 前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
H25.8.22	災害時等における支援・協力に関する協定書	(株)伊藤園	那須町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、町が災害対策本部を設置したとき(株)伊藤園が行う救援物資の供給等支援・協力及び平時の防災事業、文化・スポーツ事業等に対する支援・協力に関し協定を締結する。 (災害時の支援・協力内容) (1) 那須町の区域内の被災者に提供するために必要な飲料水等を可能な範囲で供給すること。 (2) 町が管理する施設内に設置した、(株)伊藤園所有の災害対応型自動販売機内の在庫飲料水等を無償提供すること。 (3) 前2号の飲料水等の供給に当たって必要な役務を提供すること。
H26.10.30	八溝山周辺地域定住自立圏災害時における相互応援に関する協定	大田原市、那須塩原市、那珂川町、棚倉町、埴町、矢祭町、大子町	大規模災害において、比較的被害が軽く余力のある構成自治体が、被害の大きい構成自治体の応急対策等を円滑かつ迅速に行うことを目的とする。 (応援の種類等) (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材等の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材等の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の貸与 (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 (5) 避難所等施設の相互利用 (6) 被災者に対する住宅の提供及びあっせん (7) 連絡業務、発注業務等の事務処理の協力
H27.5.19	災害緊急時における応急対策活動協力に関する協定書	全建総連栃木県那須支部	災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、甲が那須町地域防災計画に基づき那須町災害対策本部又は那須町災害警戒本部を設置した災害時に次の協力を行う。 (応急対策活動の内容) (1) 倒壊建物等からの救助救出活動に関する労務提供及びそれに要する資機材の提供に関すること。 (2) 避難施設及び町施設の応急修繕に関すること。 (3) 応急仮施設住宅等の建設に関すること。
H27.7.27	那須地区における災害時応急対策活動の協力に関する協定	大田原市、那須塩原市、那須町、栃木県那須塩原警察署、栃木県大田原警察署、大田原地区広域消防組合、黒磯那須消防組合、栃木県北タクシー協議会	災害時に被災自治体が住民等の生命財産を保護するために行う応急対策活動に際し、被災自治体がそれぞれに締結する他の防災協定等のみでは十分な対策が困難な場合又は被災自治体が辛の応援を要すると認める場合において、辛が行う協力の内容及び被災自治体の要請により警察及び消防に対し車両等を提供することについて必要な事項を定めるものとする。 (協力の内容) (1) 傷病者、避難者、被災自治体の災害応急対策職員その他の人員を搬送するための車両等の提供 (2) タクシー車両に収納が可能な範囲における防災資機材、災害救援物資その他の物資を搬送するための車両等の提供 (3) 道路の被害状況等の情報収集及び報告

年月日	協定名	協定の相手	協定の内容
H27.10.15	災害時における相互応援に関する協定	会津美里町	<p>那須町、会津美里町の地域において地震、水害、火災等の大規模災害が発生し、被災者救護等の応急措置の実施に困難が生じている場合における相互の物資提供、避難者の一時受入れ、職員の派遣等の応援について、必要な事項を定める。</p> <p>(応援の種類)</p> <p>(1) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要物資及び資機材の提供</p> <p>(2) 食糧品、飲料水その他生活必需品等の提供</p> <p>(3) 避難者を一時収容するために必要な施設の提供</p> <p>(4) この協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項</p>
H27.11.4	災害時における支援協力に関する協定	イオンタウン株式会社 イオンビッグ株式会社	<p>町が災害対策本部を設置した場合に、町がイオンタウン(株)及びイオンビッグ(株)の協力を得て被災者に対して、迅速かつ円滑に物資の供給等を行うため必要な事項を定める。</p> <p>(支援協力の内容)</p> <p>(1) 食料・生活物資等の提供</p> <p>(2) 一時避難場所として被災者に提供</p> <p>(3) 店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等の提供</p> <p>(4) 店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知りえた災害概況の状況を可能な範囲で提供</p>
H27.12.9	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	<p>町が、災害対策本部を設置した場合に、町がNPO法人コメリ災害対策センターの協力を得て物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定める。</p> <p>(調達可能な物資)</p> <p>(1) 作業関係、日用品等、水関係、冷暖房機器等、電気用品等、トイレ関係等</p> <p>(2) その他町が指定する物資</p>
H27.12.10	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	栃木県電気工事業工業組合	<p>災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、災害救助の必要があると認められたときに、町が行う応急活動に対する栃木県電気工事業工業組合の協力に関し必要な事項を定める。</p> <p>(協力内容)</p> <p>(1) 応急活動を行う町有施設の電気設備の復旧・点検</p> <p>(2) 応急活動を行う町有施設の物資の供給</p> <p>(3) その他町が行う応急活動に対する協力</p>
H28.12.7	災害時における物資等の緊急輸送業務及び応急対策業務に関する協定	栃木県トラック協会塩那支部	<p>災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、緊急輸送業務及び応急対策業務の実施に際し円滑な運営を図り、災害等に対し迅速かつ的確に対応するため、町が栃木県トラック協会塩那支部に協力を要請する手続き等に必要な事項を定める。</p> <p>(協力の内容)</p> <p>(1) 輸送用車両及び人員の派遣</p> <p>(2) 資機材(重機等)及び人員の提供</p>
H29.9.27	災害発生時における地図製作等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	<p>災害対策本部を設置したとき、町からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給する。</p>

年月日	協定名	協定の相手	協定の内容
H29.9.28	原子力災害時における常陸大宮市民の県外広域避難に関する協定	大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・那珂川町 常陸大宮市	原子力災害が発生し又は発生するおそれがある場合における常陸大宮市民の県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定める。 (協定の内容) (1) 常陸大宮市民の受入 (2) 指定避難所等公共施設の避難所としての提供、避難所の運営 (3) 必要物資の提供等
H30.9.5	災害時における被災者支援に関する協定	株式会社ホテルサンバレー	災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、町のみでは応急対策活動が困難な場合又は応援を要する場合に、下記の支援の内、要請時点で対応可能なものを行う。 (協力の範囲) 1.避難所等の避難者に対して (1) 食材の提供 (2) 料理、弁当等の食品の提供 (3) 炊き出し (4) 入浴サービス、貸しタオル、石鹸等の提供 (5) 宿泊施設の提供 (6) 避難行動要支援者の受入れ（ただし、協力宿泊施設には、介護等の専門員が常駐していないことから、原則として専門的な介護等が必要な者については対象としない、） 2.帰宅困難者に対して 災害時における交通の途絶による帰宅困難者に対する支援に関して、町の要請に基づきホテルサンバレーが実施する支援は、水、トイレ、交通情報等の提供のうち、要請時点で対応可能なものを行う。
H31.4.25	災害時における被災者支援に関する協定	那須温泉旅館協同組合	災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、町のみでは応急対策活動が困難な場合又は応援を要する場合に、下記の支援の内、要請時点で対応可能なものを行う。 (協力の範囲) 1.避難所等の避難者に対して (1) 食材の提供 (2) 料理、弁当等の食品の提供 (3) 炊き出し (4) 入浴サービス、貸しタオル、石鹸等の提供 (5) 宿泊施設の提供 (6) 避難行動要支援者の受入れ（ただし、協力宿泊施設には、介護等の専門員が常駐していないことから、原則として専門的な介護等が必要な者については対象としない、） 2.帰宅困難者に対して 災害時における交通の途絶による帰宅困難者に対する支援に関して、町の要請に基づきホテルサンバレーが実施する支援は、水、トイレ、交通情報等の提供のうち、要請時点で対応可能なものを行う。
R2.10.28	災害時における相互応援に関する協定	福島県白河郡西郷村	大規模災害が発生した場合における相互応援協力について、必要な事項を定める。 (応援の内容) (1) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要物資及び資機材の提供 (2) 食料品、飲料水その他生活必需品等の提供 (3) 避難者を一時収容するために必要な施設の提供 (4) この協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣 (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

年月日	協定名	協定の相手	協定の内容
R2.12.23	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	栃木県石油協同組合那須北支部黒田原地区会	災害が発生した場合において、緊急車両、避難所等で石油類燃料を必要とする場合、優先的な供給やその運搬について協力を要請する。
R3.7.1	災害時における相互応援に関する協定	神奈川県三浦郡葉山町	大規模災害が発生し又は発生するおそれがある場合における相互応援協力について、必要な事項を定める。 (応援の内容) (1) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供 (2) 食料品、飲料水及び生活必需品等並びにその供給に必要な資機材の提供 (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供 (4) 応援に必要な職員の派遣及び車両等の提供 (5) 児童及び生徒の学習の機会の提供 (6) 被災者に対する住宅のあっせん (7) ボランティアのあっせん (8) 広域避難が必要となる場合の町民の受入れ (9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
R4.2.22	災害時における市町相互応援に関する協定	栃木県及び県内全市町	災害が発生した場合における相互応援協力について、必要な事項を定める。 (応援の種類) (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん (5) 火葬場の提供及びあっせん (6) ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びあっせん (7) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣 (8) ボランティアのあっせん (9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
R4.7.1	那須地区広域防災の相互協力に関する協定	大田原市 那須塩原市 栃木県那須塩原警察署 栃木県大田原警察署 那須地区消防組合 栃木県建設業協会那須支部	災害時に被災自治体が行う行う応急対策活動に際し、被災自治体が締結している地域防災協定のみでは十分な応急活動を実施することが困難な場合又は被災自治体が応援を要すると認めた場合の栃木県建設業協会那須支部の協力及び被災自治体が栃木県建設業協会那須支部から提供を受ける資材等について、栃木県建設業協会那須支部が栃木県那須塩原警察署、栃木県大田原警察署、消防組合に資機材等を提供することについて必要な事項を定める。
R5.2.1	災害時における食料等の供給に関する協定	株式会社ダイユー	災害時に地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に那須町と株式会社ダイユーが相互に協力して町民生活の安定を図るため、食料等の供給に関する事項について定める。 (供給内容) (1) 飲料品 (2) 食料品 (3) 店舗等における炊き出し (4) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

年月日	協定名	協定の相手	協定の内容
R5.3.1	災害時における相互応援に関する協定	静岡県下田市	大規模災害が発生し又は発生するおそれがある場合における相互応援協力について、必要な事項を定める。 (応援の内容) (1) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供 (2) 食料品、飲料水及び生活必需品等並びにその供給に必要な資機材の提供 (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供 (4) 応援に必要な職員の派遣及び車両等の提供 (5) 児童及び生徒の学習の機会の提供 (6) 被災者に対する住宅のあっせん (7) ボランティアのあっせん (8) 広域避難が必要となる場合の町民の受入れ (9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
R5.7.14	那須町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	那須町社会福祉協議会	那須町地域防災計画に基づき、那須町災害時応急対応活動として行うセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。
R5.7.26	災害時における一般廃棄物収集運搬の支援に関する協定	那須町一般廃棄物処理共同組合	(1) 一般廃棄物の優先収集と運搬 (2) 全号に伴う必要な作業